

産業競争力強化法の事業再編計画に基づく登録免許税の軽減

対象税目：登録免許税（国税）

① 措置を講じる背景・課題（政策目的）

○我が国産業の競争力強化のためには、戦略的・抜本的な組織再編・事業再編を強力に推進することにより、国内の過剰供給・過当競争構造を解消し、産業の新陳代謝を促進していくことが必要。こうした中、我が国経営者の事業再編に係る決断を促すため、再編行為に伴う登録免許税の税率軽減を措置し、事業ポートフォリオの見直しと事業再編の円滑化を図る。

当該措置の政策体系における位置づけ

1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展
（経済産業省政策評価基本計画（令和8年度～12年度）https://www.meti.go.jp/policy/policy_management/kihon-keikaku/R8_R12seisakuhyoukakihonkeikaku.pdf）

② 現行制度の概要

根拠条文：租税特別措置法第80条第1項
創設年度：2013年度(措置延長により適用期限は2027年3月末まで)
適用期限：3年
事前事後の計画認定・報告の有無：【事前：有】【事後：有】

○我が国の経済社会全体における経営資材の有効活用を通じ、我が国産業における生産性の向上を目指し、事業再編を行う取り組みを事業再編計画として認定し、認定を受けた取組に対して、税制優遇や金融支援等の支援措置を講じることで当該取組を後押しする。

- 税制優遇のうち、登録免許税の軽減の軽減率は以下のとおり。
- ・会社の設立、資本金の増加 0.7%⇒0.35%(上限3,000億円)
 - ・合併 0.15%⇒0.1%
合併による資本金の増加 0.7%⇒0.35%(上限3,000億円)
 - ・分割による設立又は資本金の増加 0.7%⇒0.35%(上限3,000億円)
 - ・売買などによる不動産の所有権の取得 2.0%⇒1.6%
 - ・合併による不動産の所有権の取得 0.4%⇒0.2%
 - ・分割による不動産の所有権の取得 2.0%⇒0.4%

減収額

年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31/R1年度
金額（億円）	15.0	19.8	144.2	21.4	24.7	5.5	42.4
年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度(見込)	R8年度(見込)
金額（億円）	49.3	39.1	45.8	18.5	66.3	43.5	43.5

（出所）（出所）産業競争力強化法の認定に基づき、独自に集計

③ アクティビティ

○認定事業再編計画に基づく事業再編に対する特例措置等を通じて、事業再編による経営資源の有効活用により、事業者の生産性の向上を図る。特に、事業再編時の資本・資産にかかるコスト(登録免許税)を軽減することで、企業の成長のための事業ポートフォリオの見直しによる事業再編を促進する。

④ アウトプット

年度	H30年度	H31/R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
件数	11	17	14	22	26	22	18
適用額（億円）	2,202.2	4,853.4	6,433.0	4,264.0	4,201.5	1,722.9	4,864.9

※減収額に比して適用額が巨大となるのは、課税ベースとなる金額が大きいことによるもの

（出所）産業競争力強化法の認定に基づき、独自に集計

○アウトカムに対する効果分析

<p>アウトプットから短期アウトカムへの効果発現経路</p>	<p>○事業再編時の資本・資産にかかるコスト(登録免許税)を軽減することで、企業の成長のための事業ポートフォリオの見直しによる事業再編を促進し、経営資源の有効活用により、事業者の生産性の向上を図る。 ○事業再編を行った上で、新たなサービスや新商品の開発・新たな生産方式の導入などによる原価低減等の前向きな取組を行うことで、より高い生産性の向上を後押しする。</p>
<p>⑤ 短期アウトカム</p>	<p>○合併や分割等といった事業構造の変更を行ったうえで、更なる生産性向上と競争力強化を実現するために、前向きな取組（新商品の開発や新生産方式の導入による製造原価等の低減）を行う。 指標：新商品等の売上高比率を全社売上高や商品1単位当たりの製造原価の低減など 目標値：100%の認定事業者が、事業再編後に再編計画通り、前向きな取組を実施する。 対象期間：計画開始から1年</p>
<p>短期アウトカムから中期アウトカムへの効果発現経路</p>	<p>○前向きな取組を行うことで更に高い生産性と競争力の向上が期待できる。本事業再編計画では、基準年と比較し、計画終了年度に修正ROICの2%ポイントの上昇や固定資産回転率の5%の向上などを要件としている。</p>
<p>⑥ 中期アウトカム</p>	<p>○合併や分割等といった事業構造の変更に係る費用を軽減し、新たな取組等を促して生産性の向上を図る 指標：事業者の生産性（ROIC(投下資本利益率)の2%向上・固定資産回転率（売上高/有形固定資産＋ソフトウェア）の5%以上） 目標値：基準年度と比較した生産性向上指標の最終年度における達成 ※令和4年度改正までは修正ROA・有形固定資産回転率を測定。 対象期間：計画開始から3年以内</p>
<p>中期アウトカムから長期アウトカムへの効果発現経路</p>	<p>○本措置においては、生産性向上のほか、新たなサービスや新商品の開発・新たな生産方式の導入などによる原価低減等の前向きな取組を行うことも要件としており、登録免許税の軽減により合併や分割等といった事業構造の変更に係る費用を軽減し、新たな取組等を促して生産性の向上と産業競争力の強化を図っている。 ○事業再編による経営資源の有効活用により、事業部門における生産性向上を促すとともに、事業ポートフォリオを最適化し企業単位における付加価値額の向上を図る</p>
<p>⑦ 長期アウトカム</p>	<p>○事業再編により企業の生産性が向上し、より高い営業利益を生み出すことが可能となる。 指標：付加価値額（営業利益＋人件費＋減価償却費）の年平均成長率 目標値：再編後5年間の年平均成長率が再編前5年間の年平均成長率よりも向上すること 対象期間：計画開始から5年</p>

分析に利用するデータ	選定理由（政府統計等でない場合、回収率・対象件数等）
実施状況報告	認定事業再編計画の実施状況についての達成状況を確認できるため。
SPEEDA	営業利益等の企業情報が取得できるため。

●分析手法：平均の差推定法
 選定理由：処置群と対照群の差分（再編前後での成長率）の平均値を直接比較することで、介入効果を簡潔かつ定量的に評価できるため。
 また、アウトプットについては、中期・長期アウトカムの効果分析を実施する観点から、直近改正時ではなくH30年度改正時からの認定実績を用いる。

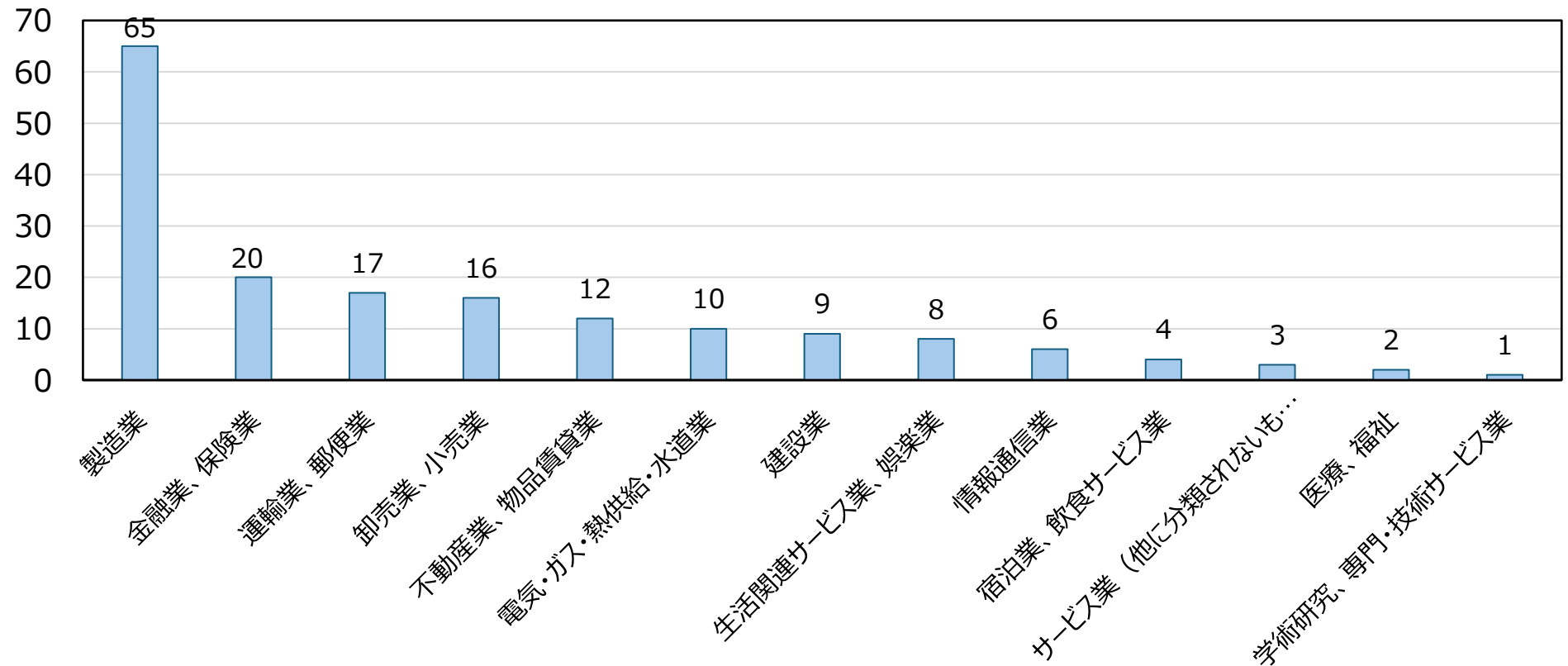
○事業再編計画の実績

- 事業再編計画は、これまで173件の認定実績があり、そのうち171件において登録免許税の軽減措置が活用されている。（令和7年度末実績）

【事業再編計画の認定件数の推移（173件）】

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
件数	14	14	9	16	8	12	11	19	21	13	17	19

【事業再編計画の認定を受けた企業が営む業種（173件）】



○短期アウトカム（前向きな取組要件）、中期アウトカム（生産性の向上要件）

- 本措置は、生産性の向上のための経営資源の効率的な運用を目指した戦略的な組織再編・事業再編を行うことに加え、新商品の開発や新生産方式の導入による低減等を要件としており、より高い生産性向上を実現する事業再編計画を支援している。
- 短期アウトカムに対しては、計画1年目において、認定事業再編計画に従い前向きな取組を実施した事業者は100%であった。
- そのうえで、中期アウトカムである生産性向上指標に関する達成状況は、既に計画を完了している案件について、約85.7%が生産性向上の目標を達成している。

要件	算出式	要件となる指標	認定事業者のうち 目標達成事業者の比率
修正ROA (R4年度からは 修正ROIC)	$\frac{\text{営業利益} + \text{減価償却費} + \text{研究開発費}}{\text{総資産額}}$ 投下資本（有利子負債＋株主資本）（R4年度から）	基準年と比較し 計画最終年度に 2%ポイント向上	75.0%
固定資産回転率 (R3年度まで有 形固定資産回転 率)	$\frac{\text{売上高}}{\text{有形固定資産額} + \text{ソフトウェア}}$	基準年と比較し 計画最終年度に 5%向上	100.0%
従業員一人当 り付加価値額	$\frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費}}{\text{従業員数}}$	基準年と比較し 計画最終年度に 9%向上	85.0%

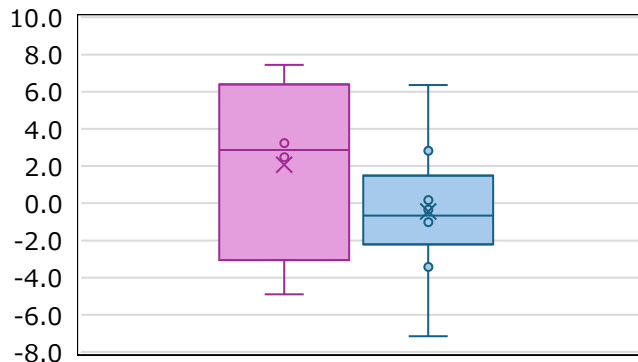
※経済産業省の認定計画を基に集計。

○中期アウトカム（生産性の向上要件） 平均の差分分析

- 事業再編計画の認定を受け前向きな取組を行った企業を処置群とし、同時期に事業再編を行った同業の企業を対照群として、平均の差推定法により、再編前後での生産性の成長率の分析を行ったところ、修正ROAと固定資産回転率の生産性指標においては、処置群は対照群に比べて平均的に正の効果を確認されたが、サンプルサイズが限定的であり、統計的に有意な差は認められなかった。

○措置の効果検証（各指標の上昇率）

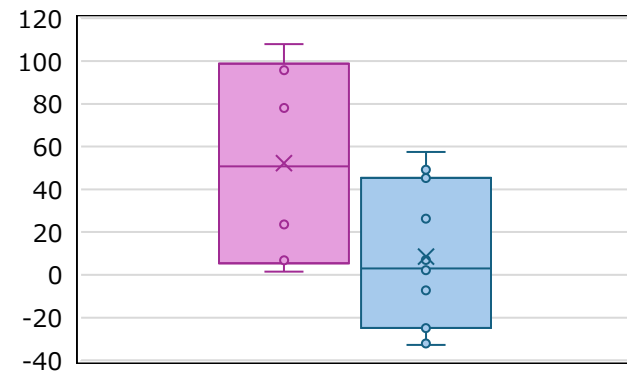
修正ROA(%pt)



■ 処置群 ■ 対照群

処置群平均	2.0675
対照群平均	-0.4432
成長率の差	2.5107
p値(t検定)	0.4285

固定資産回転率(%)



■ 処置群 ■ 対照群

処置群平均	52.2441
対照群平均	8.4540
成長率の差	43.7901
p値(t検定)	0.0772

※経済産業省の認定計画を基に集計。

※従業員一人当たり付加価値額の指標においては、人員変動の影響を受けやすく異常値が発生しやすいこと等から、統計的に安定した評価が困難であるため、分析対象から除外した。

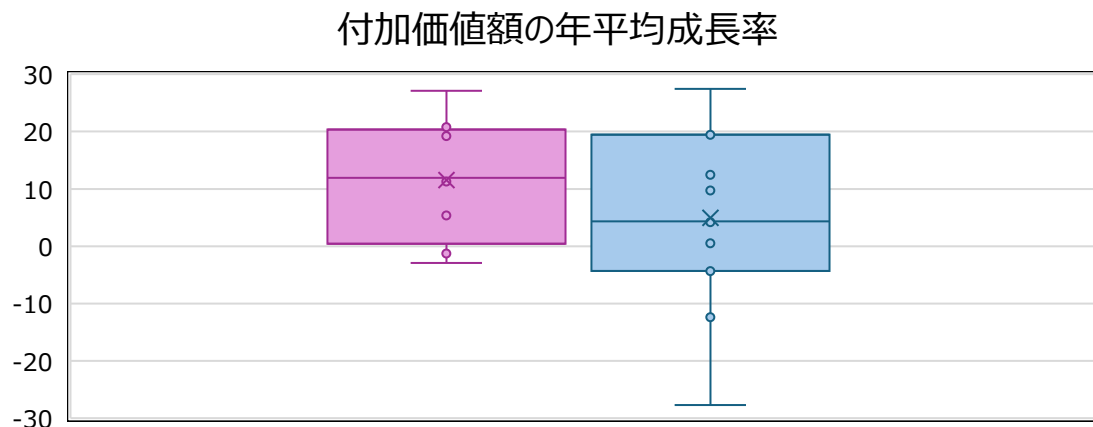
長期アウトカム（付加価値額）

- 生産性の向上のため、経営資源の効率的な運用を目指した戦略的な組織再編・事業再編に加えて、新たな商品開発や新たな生産方式の導入などの取組を行うことで、競争力を高め企業単位で営業利益の改善が見込まれる。
- 既に計画を終了している案件について可能な範囲で分析を行った結果、企業の付加価値額の年平均成長率は平均11.5%pt向上した。（事業再編前後5年間での比較）
- 同時期に同様の事業再編を行った企業群との比較においては、平均値では処置群の成長率が対照群を上回るものの、サンプルサイズが限定的であり、統計的に有意な差は確認されなかった。

○措置の効果検証

項目	目標	平均上昇率	目標達成企業割合
付加価値額	再編後5年間の年平均成長率が再編前5年間の年平均成長率よりも向上すること	11.5%pt	75.0%

企業の付加価値額（営業利益＋人件費＋減価償却費）において、事業再編年を基準として、再編前・再編後の5年での付加価値額の年平均成長率を比較すると、平均で11.5%pt向上し、再編前と比較し再編後の成長率が向上した企業は75%であった。



■ 処置群 ■ 対照群

処置群平均	11.5234
対照群平均	4.9338
成長率の差	6.5896
p値(t検定)	0.2943

※再編後、新型コロナウイルス感染症の流行の影響により、業績が悪化している企業が一定数存在。
※経済産業省の認定計画を基に集計。

○ 評価等

	短期	中期	長期
① 各アウトカムの達成状況	○実施状況報告を受けている事業再編計画の認定を受けた計画、全ての案件において、認定計画通りに前向きな取組を実施した結果となった。	○生産性向上の指標として、修正ROA（令和3年度まで）・修正ROIC（令和4年度より）の2%ポイントの向上、固定資産回転率の5%向上又は従業員一人当たり付加価値額の9%向上のいずれかの達成を要件としている。平成30年度以降の認定案件において、経済産業省の認定した案件においては、令和7年度までに終了し報告を受けた案件35件のうち、30件が生産性の向上基準を達成している。本措置は認定を受けた計画の約85%において、生産性の向上に寄与していると言える。	○経済産業省認定案件をベースに事業再編前と再編後の各5年間における、付加価値額の年平均成長率を比較すると、約75%が年平均成長率を5.0%以上向上した。 ○生産性向上を目指した事業再編を行い、事業ポートフォリオの最適化を図ったうえで、新商品・新サービスの開発や新生産方式の導入などによる原価低減に取り組むことで、競争力の強化にも繋がり、付加価値額の増加に寄与している。

	短期	中期	長期
② 達成できていない場合の要因	—	○目標未達となった企業の、未達理由については様々であるが、主な理由としては、認定計画に従い、前向きな取組等を履行したものの、 ・新型コロナウイルス感染症の流行の影響により売上が激減した。 ・取引先の都合により納期が延期され、計画終了年度に計画していた売上を得られなかった。 等、企業の責めに帰さないと考えられる外部要因によるものが挙げられる。	○同左

③ 政策効果等	○現在までに産業競争力強化法に基づき主務大臣の認定を受けた事業再編計画173件のうち、171件の計画が登録免許税率の軽減措置を活用しており、活用割合が高い施策である。 ○また、単に事業再編を行うだけでなく生産性向上や新商品・新サービス開発等の前向きな取組を実施する事業者に対して税制を適用する仕組みとしていることで、我が国産業競争力の強化に寄与しているものと考えられる。		
---------	--	--	--

④ 租税特別措置等以外の手段と比較した場合の相当性	生産性向上を目的とする事業再編において、一定の基準を満たす計画を主務大臣が認定した場合に限り、合併や分割等の事業構造の変更にかかる費用を軽減することで、我が国産業の競争力強化に資する事業再編を促進することとしている。事業者の事業再編行為については、その発生時期や再編行為に伴い生ずる登録免許税の規模等をあらかじめ網羅的に見込むことは困難であることから、予算措置ではなく予見可能性のある租税特別措置において対応することが必要である。		
---------------------------	---	--	--

⑤ 見直しの方向性	○昨年、国内事業のM&Aは件数・金額ともにこれまでで一番高い水準となっている。国際事情や社会情勢の激変などにより、不確実性が高まっている中で、産業の新陳代謝の促進を通じた我が国産業の競争力強化を図るためには、国内の過剰供給・過当競争構造を解消するとともに、事業ポートフォリオの最適化を目指した事業再編が必要であり、活用実績を踏まえつつ延長を含め検討。		
-----------	---	--	--

主担当部局 : 経済産業省 経済産業政策局 産業創造課
 共管担当部局 : 総務省、農林水産省、国土交通省